

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業振興課） 53
- 北海道障害者職業能力開発校運営規則及び北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………（産業人材課） 53
- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課） 55
- 北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（教育庁文化財・博物館課） 55

訓 令

- 北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令……………（文書課） 55

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務課） 56
- 北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……………（漁港漁村課） 56
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 57
- 森林法による通知に代える公示……………（治山課） 57
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 57
- 都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 57

道病院事業管理規程

- 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…………… 57
- 北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程…………… 58

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 58

道公安委員会規則

- 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 59

道方面公安委員会告示

- 北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 60
- 北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 60

道警察本部告示

- 取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程…………… 60

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 61

道警察方面本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 61

道警察署告示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 62

規 則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第18号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1の類型Ⅰの部成長産業分野の款新エネルギー供給業（別表第3の8の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「新設」を「新設又は増設」に改める。

別表第3の2の事項第2号中「限る」の次に「ものとし、これらの製造業（ブラスター製造業を除く。）において製造する飛しょう体に係る部分品、附属品及び補助装置等を製造する事業所を含む」を加え、同表の9の事項第2号中「暖房装置・配管工事用附属品製造業」を「暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道障害者職業能力開発校運営規則及び北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第19号

北海道障害者職業能力開発校運営規則及び北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

（北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部改正）

第1条 北海道障害者職業能力開発校運営規則（昭和40年北海道規則第34号）の一部を次の

ように改正する。

第8条の見出し中「保証人」を「保護者等」に改め、同条第1項中「保証人」を「保護者等（当該学生が能力開発校における訓練を受けるに当たって能力開発校と連携して当該学生を指導し、及び支援する者をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2項中「保証人」を「保護者等」に改める。

第9条、第10条第2項及び第11条中「保証人」を「保護者等」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道障害者職業能力開発校長 様

本 人 住 所
氏 名 ⑩

この度貴校に入校を許可されましたので、規則その他指示事項を遵守し、誠実に訓練を受けることを誓約します。

保護者等 住 所
本人との関係
氏 名 ⑩
緊急連絡先

本人が貴校における訓練を受けるに当たって、規則その他指示事項を遵守し、誠実に訓練を受けるよう指導し、及び支援する責任を負うことを誓約します。

注1 保護者等とは、本人が能力開発校における訓練を受けるに当たって能力開発校と連携して本人を指導し、及び支援する立場にある者であって、本人が未成年の場合においてはその親権者、未成年後見人その他の現に本人を監護する者とし、本人が成年の場合においては3親等以内の親族とします。なお、要件に該当する保護者等を選定することができない場合は、本人を指導し、及び支援する意向のある成年者とします。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別記第4号様式中 「学 生」を「学 生
保証人」を「保護者等」に改める。

（北海道立高等技術専門学院運営規則の一部改正）

第2条 北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「保証人」を「保護者等」に改め、同条第1項中「保証人」を「保護

者等（当該学生が学院における訓練を受けるに当たって学院と連携して当該学生を指導し、及び支援する者をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2項中「保証人」を「保護者等」に改める。

第11条、第12条第2項及び第13条中「保証人」を「保護者等」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道立 学院長 様

本 人 住 所
氏 名 ⑩

この度貴学院に入学を許可されましたので、規則その他指示事項を遵守し、誠実に訓練を受けることを誓約します。

保護者等 住 所
本人との関係
氏 名 ⑩
緊急連絡先

本人が貴学院における訓練を受けるに当たって、規則その他指示事項を遵守し、誠実に訓練を受けるよう指導し、及び支援する責任を負うことを誓約します。

注1 保護者等とは、本人が学院における訓練を受けるに当たって学院と連携して本人を指導し、及び支援する立場にある者であって、本人が未成年の場合においてはその親権者、未成年後見人その他の現に本人を監護する者とし、本人が成年の場合においては3親等以内の親族とします。なお、要件に該当する保護者等を選定することができない場合は、本人を指導し、及び支援する意向のある成年者とします。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別記第4号様式中 「学 生」を「学 生
保証人」を「保護者等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道障害者職業能力開発校運営規則及び第2条の規定による改正後の北海道立高等技術専門学院運営規則の規定は、令和5年4月1日以後に北海道障害者職業能力開発校に入校する者又は北海道立高等技術専門学院に入学する者について適用し、同日前に北海道障害者職業能力開発校に在籍している者及び北海道立高等技術

専門学校に在学している者については、なお従前の例による。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第20号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部岩見沢市の項中「572」を「542」に改め、同部三笠市の項中「16」を「21」に改め、同部札幌市の項中「5,135」を「5,101」に改め、同部江別市の項中「1,354」を「1,346」に改め、同部余市町の項中「12」を「17」に改め、同部函館市の項中「1,708」を「1,697」に改め、同部七飯町の項中「126」を「94」に改め、別表第1の2の表駐車場の部岩見沢市の項中「400」を「370」に改め、同部芦別市の項中「84」を「102」に改め、同部三笠市の項中「16」を「21」に改め、同部札幌市の項中「3,799」を「3,755」に改め、同部江別市の項中「1,366」を「1,358」に改め、同部余市町の項中「12」を「17」に改め、同部七飯町の項中「83」を「104」に改め、同部旭川市の項中「507」を「567」に改める。

別表第4余市町の部中「であえーるまほろば第一団地駐車場」を「であえーるまほろば第1団地駐車場」に改め、同部に次のように加える。

であえーるまほろば第2団地駐車場	2,730円
------------------	--------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第21号

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立美術館条例施行規則（昭和63年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「使用料」を「観覧料」に改め、同条第4項中「前3項の使用料」を「前各項の観覧料又は使用料」に、「これ」を「これら」に改め、同項ただし書中「使用者」を「観覧しようとする者又は使用しようとする者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、館長が特別の理由があると認めたときは、条例第4条第1項の観覧料は、観覧後に、館長が指定する方法により納付することができる。

第4条（見出しを含む。）中「使用料」を「観覧料又は使用料」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令

北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「並びに外来語」を「**、**外来語」に、「人名」を「人名並びにローマ字」に、「**」**及び」を「**、**」に、「**」**の」を「**、**」及びローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）の」に改める。

別記の1の項第1号アの注に次の1事項を加える。

12 禁則文字に留意する。「3 公示文書」までの各書式において同じ。

- (1) 行頭禁則文字
拗音、促音、長音符号、句点、読点、なかてん、閉じ括弧、ピリオド及びコンマ
- (2) 行末禁則文字
開き括弧

別記の4の項第1号注7の事項中「に「次のとおり」、「次の理由により」等と書いた」を「と下記部分等に分けて書く」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

8 禁則文字に留意する。以下各書式において同じ。

- (1) 行頭禁則文字
拗音、促音、長音符号、句点、読点、なかてん、閉じ括弧、ピリオド、コンマ、疑問符及び感嘆符
- (2) 行末禁則文字
開き括弧

附 則

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

告		示	
北海道告示第156号			
次のとおり随意契約の相手方を決定した。			
令和5年3月24日		北海道知事 鈴木直道	
1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量			
(1) 随意契約に係る特定役務の名称 北海道庁物品託送業務（1個当たりの単価）			
(2) 調達予定数量 メール便 47,400個			
宅 配 便 59,404個			
2 随意契約の相手方を決定した日			
令和5年3月9日			
3 随意契約の相手方の氏名及び住所			
(1) 氏 名 ヤマト運輸株式会社			
(2) 住 所 東京都中央区銀座2丁目16番10号			
4 随意契約に係る契約金額			
(1) メール便 全国 300グラム以内 60円			
(2) メール便 全国 600グラム以内 60円			
(3) メール便 全国 1キログラム以内 60円			
(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内 310円			
(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内 310円			
(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内 330円			
(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内 330円			
(8) 宅配便 北海道 25キログラム以内 330円			
(9) 宅配便 東 北 2キログラム以内 500円			
(10) 宅配便 東 北 5キログラム以内 500円			
(11) 宅配便 東 北 10キログラム以内 500円			
(12) 宅配便 東 北 20キログラム以内 500円			
(13) 宅配便 東 北 25キログラム以内 500円			
(14) 宅配便 関東・信越 2キログラム以内 500円			
(15) 宅配便 関東・信越 5キログラム以内 500円			
(16) 宅配便 関東・信越 10キログラム以内 500円			
(17) 宅配便 関東・信越 20キログラム以内 500円			
(18) 宅配便 関東・信越 25キログラム以内 500円			

(19)	宅配便	北陸・東海	2キログラム以内	550円
(20)	宅配便	北陸・東海	5キログラム以内	550円
(21)	宅配便	北陸・東海	10キログラム以内	550円
(22)	宅配便	北陸・東海	20キログラム以内	550円
(23)	宅配便	北陸・東海	25キログラム以内	550円
(24)	宅配便	近畿・中国・四国・九州	2キログラム以内	650円
(25)	宅配便	近畿・中国・四国・九州	5キログラム以内	650円
(26)	宅配便	近畿・中国・四国・九州	10キログラム以内	650円
(27)	宅配便	近畿・中国・四国・九州	20キログラム以内	650円
(28)	宅配便	近畿・中国・四国・九州	25キログラム以内	650円
(29)	宅配便	沖 縄	2キログラム以内	600円
(30)	宅配便	沖 縄	5キログラム以内	600円
(31)	宅配便	沖 縄	10キログラム以内	600円
(32)	宅配便	沖 縄	20キログラム以内	600円
(33)	宅配便	沖 縄	25キログラム以内	600円
5 契約の相手方を決定した手続				
随意契約				
6 随意契約によった理由				
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。				
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地				
(1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課収発係				
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目				

北海道告示第157号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

北海道知事 鈴木直道

西稚内漁港（稚内市）の項を次のように改める。

西稚内漁港 （稚内市）	1	船揚場うち別図に示す11.5メートル	3隻以内	4月1日から 8月31日まで
	2	北防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	4月1日から 11月30日まで

北海道告示第158号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和5年3月24日 北海道知事 鈴木直道 1 解除予定保安林の所在場所 北斗市・檜山郡厚沢部町・松前郡福島町・上磯郡木古内町・上磯郡知内町（以上1市4町国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源の涵養 3 解除の理由 指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに北斗市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第159号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。 令和5年3月24日 北海道知事 鈴木直道 1 通知の内容 令和5年北海道告示第93号 2 所在が不明な者 安田 弘子、安田 勝彦、毛内 敏子、安田 カツエ 北海道告示第160号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和5年3月24日 北海道知事 鈴木直道 1 道路の種類 道道 2 路線名 きたひろしま総合運動公園線 3 道路の区域 区間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 北広島市共栄274番2地先から 10.00mから 同市西の里191番2地先まで 前 82.91mまで 1,450.00m —	後 10.00mから 82.91mまで 1,450.00m — 北海道告示第161号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 令和5年3月24日 北海道知事 鈴木直道 1 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域 千歳市北信濃の一部 イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域 なし （縦覧に供する都市計画の図書のとおり） 2 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項 (1) 都市計画の種類 道路 (2) 都市計画を定めた土地の区域 種別名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地 幹線街路 3・4・21号 9線通 千歳市北斗3丁目 千歳市北信濃 千歳市信濃2丁目 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
	道 病 院 事 業 管 理 規 程
	北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月24日 北海道病院事業管理者 鈴木信寛 北海道病院事業管理規程第1号 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成29年北海道病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、特に病院事業管理者が必要と認める場合には、特別休暇を与えるものとする。 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和5年3月24日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 北海道病院事業管理規程第2号 北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程 北海道病院事業条例施行規程（平成29年北海道病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 第7条第1項の表使用料の部産科医療補償加算料の項中「16,000円」を「12,000円」に改め、同部紙おむつ料及び肌着等貸付料の項中「660円」を「690円」に、「600円」を「630円」に改め、同部妊婦診察料の項中「3,500円」を「3,700円」に改め、同部一般健康診断料の項中「13,090円」を「13,310円」に改め、同部予防接種料の項中「3,300円」を「3,410円」に改め、同部特別長期入院料の項中「2,200円」を「2,420円」に改める。 附 則 この規程は令和5年4月1日から施行する。	(2) 住 所 福岡県福岡市東区香椎1丁目1番1号 ニシコーリビング香椎2F 4 落札金額 (1) 2,398円00銭 (2) 30円36銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第37号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁オホーツク教育局告示第25号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月24日 北海道教育庁オホーツク教育局長 野 上 義 秀 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 15台及び1月当たり183,500枚 2 落札を決定した日 令和5年3月1日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 小林株式会社 (2) 住 所 網走市桂町5丁目3番1号 4 落札金額 (1) 基本料金（1月当たり） 165,000円 (2) 複写料金 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 1.7円 1,001枚から5,000枚まで 1枚当たり 1.7円 5,001枚以上 1枚当たり 1.7円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告				
<table><tr><th colspan="2">道 教 育 庁 教 育 局 告 示</th></tr><tr><td colspan="2"> 北海道教育庁石狩教育局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月24日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 電力（高圧） (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 55校 合計6,037kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 55校 合計12,868,142kWh 2 落札を決定した日 令和5年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社グローバルエンジニアリング </td></tr></table>		道 教 育 庁 教 育 局 告 示		北海道教育庁石狩教育局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月24日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 電力（高圧） (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 55校 合計6,037kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 55校 合計12,868,142kWh 2 落札を決定した日 令和5年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社グローバルエンジニアリング	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示					
北海道教育庁石狩教育局告示第66号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年3月24日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 電力（高圧） (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 55校 合計6,037kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 55校 合計12,868,142kWh 2 落札を決定した日 令和5年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社グローバルエンジニアリング					

令和5年2月7日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第6号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	別記様式第41号を次のように改める。 別記様式第41号（第77条関係） 年 月 日 特定講習指導員受講指名通知書 指定講習機関名 殿 公安委員会 印 指定講習機関に関する規則第17条の規定により、特定講習指導員講習を受講させることを指名します。 <table><thead><tr><th>特定講習の種別</th><th>受講区分</th><th>氏 名</th><th>生年月日</th><th>直 近 の 受講年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 注1 特定講習の種別欄は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習と記載すること。 2 受講区分欄は、運転習熟指導員又は運転適性指導員と記載すること。 3 規格は、A列4番縦長とする。 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。	特定講習の種別	受講区分	氏 名	生年月日	直 近 の 受講年月日																									
特定講習の種別	受講区分	氏 名	生年月日	直 近 の 受講年月日																											
道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月24日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第4号 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 第10条中「その他の者に対する講習」を「飲酒取消講習以外の取消処分者講習」に改め、同条第1号中「中に、」の次に「酒気帯び運転、酒酔い運転又は」を加え、「酒酔い運転又は酒気帯び運転」を削り、「総称する」を「いう」に改める。 第13条に次の1号を加える。 (6) 交通心理学の専門家等による教養を受けていること（飲酒取消講習以外の取消処分者講習の内容のうち警察本部長が定めるものを行う者に限る。）。 第36条の10第2項中「この項」の次に「並びに第51条第1項及び第3項」を加える。 第51条第1項中「講習指導員」の次に「（社会参加活動指導員を含む。次項及び第6項において同じ。）」を加え、同条第2項中「公安委員会の」を「講習指導員選任承諾申請書（別記様式第19号）を公安委員会に提出し、その」に改め、同項に後段として次のように加える。 当該承認を受けた講習指導員を第5項の有効期間の満了後引き続き選任しようとするときも、同様とする。 第51条第3項本文中「規定により」を削り、「次の各号」を「前項の講習指導員選任承諾申請書に次の各号（社会参加活動指導員にあっては、第3号を除く。）」に、「添付した講習指導員選任承諾申請書（別記様式第19号）を公安委員会に提出しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。 ただし、前項後段の承認を受けようとするときは、この限りでない。 第51条第4項中「前項」を「第2項の承認」に改め、同条第5項中「第1項」を「第2項」に、「3年」を「、3年」に改め、同条第6項中「講習指導員の選任の承認を行った」を「第2項の承認をした」に改める。	道 方 面 公 安 委 員 会 告 示																														

北海道釧路方面公安委員会告示第19号 北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月24日 北海道釧路方面公安委員会委員長 甲 賀 伸 彦 北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部釧公委小印の項3の事項の次に次の1事項を加える。 4 特定自動運行（変更）許可証の書換え部分の抹消の押印 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。		施する」に改め、各号を削る。 第13条の2の見出しを「（警察本部長が定める講習の内容）」に改め、同条中「第77条の2第1項」を「第77条の2第1項ただし書」に改め、同条第4号を次のように改める。 (4) ディスカッション指導 第13条の2に次の1項を加える。 2 規則第13条第6号の警察本部長が定めるものは、別表4の1の表及び2の表に定める講習科目のうち、ディスカッション指導とする。 別表3の1の表第1日の部中「適性診断結果」を「運転適性診断結果」に改め、同表第2日の部中「危険予知運転」を「危険予測運転」に、「知らせる」を「理解させる」に、 「<table><tr><td>「</td><td>ディスカッション</td><td>」</td></tr></table>」を「<table><tr><td>「</td><td>ディスカッション指導</td><td>」</td></tr></table>」に改め、別表3の2の表第1日の部中「把握した運転適性検査結果を」を「運転適性検査結果に」に、「適性・技能診断結果」を「運転適性・技能診断結果」に改め、同表第2日の部中「危険予知運転」を「危険予測運転」に、 「<table><tr><td>「</td><td>ディスカッション</td><td>」</td></tr></table>」 を「<table><tr><td>「</td><td>ディスカッション指導</td><td>」</td></tr></table>」に改める。 別表4の1の表第1日の部中「適性診断結果」を「運転適性診断結果」に、 「<table><tr><td>「</td><td>120分</td><td>個別指導</td><td>」</td></tr></table>」を「<table><tr><td>「</td><td>60分</td><td>個別指導</td><td>」</td></tr></table>」に改め、同部に次のように加える。		「	ディスカッション	」	「	ディスカッション指導	」	「	ディスカッション	」	「	ディスカッション指導	」	「	120分	個別指導	」	「	60分	個別指導	」
「	ディスカッション	」																					
「	ディスカッション指導	」																					
「	ディスカッション	」																					
「	ディスカッション指導	」																					
「	120分	個別指導	」																				
「	60分	個別指導	」																				
道 警 察 本 部 告 示																							
北海道警察本部告示第187号 取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年3月24日 北海道警察本部長 鈴 木 信 弘 取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程 取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「おおむね」を削る。 第11条中「の頻度は、次に掲げる回数とする」を「は、おおむね毎月2回以上の頻度で実		<table><tr><td>ディスカッション指導</td><td>妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。</td><td>○自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。 ○安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の</td><td>60分</td><td>討議形式</td><td>受講者6人以下につき、担当者1人</td><td>ディスカッション資料</td><td>補助者1人</td></tr></table>		ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	○自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。 ○安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の	60分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人												
ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	○自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。 ○安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の	60分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人																

		認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するように指導する。					
--	--	---	--	--	--	--	--

別表４の１の表第２日の部中「危険予知運転」を「危険予測運転」に、「知らせる」を「理解させる」に改め、別表４の２の表第１日の部中「適性診断結果」を「運転適性診断結

果」に、「適性・技能診断結果」を「運転適性・技能診断結果」に、「120分」を「60分」

に改め、同部に次のように加える。

ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	○自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。 ○安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するように指導する。	60分	討議形式	受講者６人以上につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
------------	---	---	-----	------	------------------	------------	-------

別表４の２の表第２日の部中「危険予知運転」を「危険予測運転」に改める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

北海道警察本部告示第188号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和５年３月24日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

１ 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (1) 自動車ガソリン（JIS 1号）（１リットル当たりの単価） | 111,000リットル |
| (2) 自動車ガソリン（JIS 2号）（１リットル当たりの単価） | 625,000リットル |

- | | |
|---|------------|
| (3) 軽油（JIS各号）（１リットル当たりの単価） | 84,000リットル |
| (4) ガソリンエンジン用オイル（S N級以上のマルチグレードタイプ）（１リットル当たりの単価） | 3,400リットル |
| (5) ディーゼルエンジン用オイル（C F級以上のマルチグレードタイプ）（１リットル当たりの単価） | 900リットル |

２ 落札を決定した日

令和５年３月10日

３ 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 氏 名 | 北海道エネルギー株式会社 |
| (2) 住 所 | 札幌市中央区北１条東３丁目３番地 |

４ 落札金額

- | | |
|-----|--------|
| (1) | 175円 |
| (2) | 163円 |
| (3) | 150円 |
| (4) | 1,600円 |
| (5) | 1,400円 |

５ 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

６ 一般競争入札の公告

令和５年１月24日付け北海道警察本部告示第46号

７ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察本部総務部装備課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北２条西７丁目 |

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察旭川方面本部告示第84号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和５年３月24日

北海道警察旭川方面本部長 岡 本 茂 樹

１ 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|---|------------|
| (1) 自動車用ガソリン（JIS 1号）（１リットル当たりの単価） | 58,200リットル |
| (2) 自動車用ガソリン（JIS 2号）（１リットル当たりの単価） | 98,700リットル |
| (3) 軽油（JIS特 1号、1号、2号、3号及び特 3号）（１リットル当たりの単価） | 16,900リットル |

(4) ガソリンエンジン用オイル（API SN級）（1リットル当たりの単価） 1,160リットル 2 落札を決定した日 令和5年3月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日東石油株式会社 (2) 住 所 旭川市本町3丁目437番地239 4 落札金額 (1) 162円 (2) 151円 (3) 137円 (4) 900円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年1月13日付け北海道警察旭川方面本部告示第8号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課 (2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6	(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「物品の購入（産業用機械器具類の機械修繕に限る。）」又は「船舶の建造又は修理」のいずれかの資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 独国MTU社製「MTU8V2000M93型」の分解検査及び修理について、当該内燃機関の製造業者と業務提携している者又は業務提携している者の代理者であること。 (5) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和5年3月24日（金）から同年4月20日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道旭川方面留萌警察署会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署2階会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課） (2) 入 札 日 時 令和5年5月8日（月）午後1時30分（送付による場合は、同日午前10時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書及び仕様書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。
道 警 察 署 告 示	
旭川方面留萌警察署告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年3月24日 北海道旭川方面留萌警察署長 遠 藤 祐 之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇「るもい」機関部定期検査整備 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から60日間 (4) 履 行 場 所 北海道と受注者が協議した場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。	

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道旭川方面留萌警察署のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/rumoi-syo/>）においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道旭川方面留萌警察署会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号
- (3) 電 話 番 号 0164-42-0110 内線 230

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat RUMOI (Model MTU8V2000M93) engine inspection and repair services : 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 8, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., May 8, 2023)
- C Contact : Finance Section, Hokkaido Asahikawa Area Rumoi Police Station, Takasago-cho 3-chome 5-1, Rumoi, Hokkaido 077-0021 Japan
Phone : 0164-42-0110 Extension 230

旭川方面留萌警察署告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年3月24日

北海道旭川方面留萌警察署長 遠 藤 祐 之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇「るもい」船体部定期検査整備 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から60日間
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「船舶の建造又は修理」の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 過去5年間（平成30年度以降）に、元請として1の(1)に掲げる契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (5) 総トン数21トン型船舶（軽合金）の修理能力を有していること。
- (6) 造船所内に総トン数21トンの軽合金製船舶を上架できる設備を有していること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和5年3月24日（金）から同年4月20日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号
北海道旭川方面留萌警察署会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道旭川方面留萌警察署会計課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署2階会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0021 留萌市高

砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課)

(2) 入札日時 令和5年5月8日(月)午後2時(送付による場合は、同日午前10時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書及び仕様書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道旭川方面留萌警察署のホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/rumoi-syo/>)においてダウンロードすることができる(仕様書を除く。))。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道旭川方面留萌警察署会計課

(2) 所在地 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号

(3) 電話番号 0164-42-0110 内線 230

12 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat RUMOI hull inspection and repair services : 1 set

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 8, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 10:00 A.M., May 8, 2023)

C Contact : Finance Section, Hokkaido Asahikawa Area Rumoi Police Station,

Takasago-cho 3-chome 5-1, Rumoi, Hokkaido 077-0021 Japan

Phone : 0164-42-0110 Extension 230